

訴訟上の和解について

 **令和5年4月18日以降に発生した児童への学校教育環境に関する裁判所の和解勧告を受け入れる。**

内 容

児童への区立小学校の教育活動にかかる損害賠償請求事件において、裁判所の和解勧告があったため、応じるものである。

1 事件の概要

原告は区立小学校の環境からのストレスで登校できず、肉体的・精神的苦痛を被ったとして、損害賠償をすべきと主張し、令和6年9月10日、本区ほか1名を被告として訴えを提起した。

2 和解年月日

令和8年7月上旬和解成立見込み

3 和解の相手方

個人

4 和解勧告の内容

- (1) 和解日現在、原告が小学校に登校していないことを確認すること。
- (2) 中央区は原告が小学校へ登校できるよう、及び中央区立の中学校に進学できるよう適切に対応するとともに、原告の将来の学校生活が不利益にならないよう適切な配慮を行い、原告はこれに協力すること。
- (3) 中央区は原告が小学校に登校し、又は中央区立の中学校に進学した場合には、安心かつ充実した学校生活を送れるよう配慮すること。
- (4) 本件の経緯及び内容について、正当な理由がある場合を除き、インターネットへの書き込み、書面掲載、その他方法の如何を問わず、第三者に口外しない。
- (5) 原告は請求を放棄する。
- (6) 本件和解条項に定めるもののほか債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。